

仕組預金 二重通貨定期預金 中間利払型 特約設定レート後決めタイプ(円投資型)(愛称:パワード定期プラス)の想定損失額等について

(2020年4月24日現在)

想定損失額等について

以下では、観測期間を2000年4月1日から2020年2月29日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された中途解約時および満期時における想定損失額等について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損失額等が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認のうえ、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮していません。

また、実際の取引においては、想定される状況と異なる状況が発生し、以下でご案内する想定損失額とは異なる可能性やそれ以上の水準となる可能性があります。

満期時

満期時受取通貨が外貨となった場合には、「特約設定レート」で当初預け入れ元本が外貨に交換されることとなります。したがって、「特約設定レート」により交換された外貨元本を円に換算した値と当初預け入れ元本との差が満期時にお客さまに生じると想定される損失(以下「想定損失」といいます。)となります。

各相対通貨の円に対する観測期間中の最大下落率は、次の通りです。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
下落率	44%程度	49%程度	57%程度

満期時の為替レートが、預入時の為替レートから上記の水準で下落したものと仮定すると、想定損失額は次の通りとなります。

相対通貨 特約設定レート	米ドル		豪ドル		NZドル	
	想定損失率	元本が500万円の場合の想定損失額	想定損失率	元本が500万円の場合の想定損失額	想定損失率	元本が500万円の場合の想定損失額
基準レート	44%程度	220万円程度	49%程度	245万円程度	57%程度	285万円程度
基準レート-5円	42%程度	210万円程度	46%程度	230万円程度	55%程度	275万円程度
基準レート-7.5円	41%程度	205万円程度	45%程度	225万円程度	53%程度	265万円程度
基準レート-10円	39%程度	195万円程度	43%程度	215万円程度	51%程度	255万円程度
基準レート-15円	-	-	39%程度	195万円程度	-	-

※上記はあくまでも過去のデータを参考に算出したものであり、この過去のデータを超える為替レートの変動があった場合の損失は、上記でご案内する想定損失以上となります。

中途解約時

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、次の通り、損害金をご負担いただきます。なお、損害金は中途解約時の市場実勢に応じて変動するため、金融情勢によっては、以下でご案内する想定損害金額以上の水準となる可能性もあります。この点、十分ご注意ください。

○ 損害金の概要

損害金は、中途解約日から満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するか、または調達したと仮定した場合に必要な金額(再構築額)および、再構築取引に伴う費用から算出されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額は、複数の要素(「円と相対通貨の為替レート」、「為替の変動性」、「中途解約日から満期日までの期間(残存期間)」に対応する円貨および外貨の市場金利)、「この預金の適用条件」、「当行の資金調達環境」)を用いて計算され、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価して計算します。

① 中途解約時の通貨オプションの価値

② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(円貨の)市場金利との差

前項①の「中途解約時の通貨オプションの価値」は、為替レートが円高になればなるほど、また、為替の変動性が高くなればなるほど高くなりますので、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなります。

また、前項②の「市場金利との差の評価」は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合は損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。なお、中途解約時における利息計算期間の利息は付利されません。

○ 想定損害金の水準

以下では、預入期間を5年とし、相対通貨が米ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-5円」、相対通貨が豪ドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-10円」、NZドルの場合には「特約設定レート」を「基準レート-10円」として設定されたこの預金が預入直後に中途解約された場合の想定損害金の水準について、ご案内いたします。なお、上記とは異なる預入期間又は特約設定レートをご選択された場合でも、その想定損害金は、下記でご案内する各想定損害金の範囲内の金額になると見込まれます。

●市場の変動が無かった場合の想定損害金

基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、元本の12%程度(元本が500万円の場合、60万円程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

●次の《前提条件》のような大幅な市場の変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合、預け入れ直後に次の《前提条件》に記載のような大幅な市場変動があったことを前提に想定される損害金は、相対通貨に応じて、次の通りとなります。

相対通貨	米ドル	豪ドル	NZドル
想定損害金率	65%程度	68%程度	73%程度
元本が500万円の場合の想定損害金額	325万円程度	340万円程度	365万円程度

《前提条件》

「為替の変動性」

預入時の市場水準を観測期間(上記の通り、2000年4月1日から2020年2月29日までの期間)中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「預入通貨と相対通貨の市場金利の差(『相対通貨金利』-『預入通貨金利』)」

預入時の市場水準を観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇したものと仮定。

「為替レート」

預入時の為替レートから、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分(米ドルの場合:44%程度、豪ドルの場合:49%程度、NZドルの場合:57%程度)預入通貨高水準となったものと仮定。